

弁護士法人Global HR Strategy・GHRS法律事務所

外国人雇用に関する法務・労務を中心業務とする ビジネス・イミグレーション・ローファーム

外国人雇用と法的リスク

私たち弁護士法人Global HR Strategyは、企業法務としてはあまり馴染みのない外国人雇用に関する法務・労務を中心業務としております。

2021年10月時点において、労働施策総合推進法28条1項に基づく「外国人雇用状況の届出」の対象となる外国人労働者数は約173万人となりました。これは、2007年に届出が義務化されて以降、最高値となっています。

このように外国人雇用が増加し、職場での多様性が高まることは、組織の競争力を高めることにつながると思います。

他方で、外国人雇用は「出入国管理及び難民認定法」(入管法)や「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)という、企業法務ではあまり取り扱われてこなかった出入国管理関係法令のコンプライアンスが大きな課題となります。

そして、出入国管理関係法令に関するコンプライアンスは、入管法違反に基づく刑事処分と許認可の欠格事由、技能実習法に基づく行政処分等、事業活動の継続に大きな影響を生じさせる課題も多く存

在します。

私たち、弁護士法人Global HR Strategyでは、従来、企業法務分野では重点的に取り扱われることが少なかった出入国管理関係法令に関するコンプライアンスを中心業務として、業務を通じて適正な外国人雇用の推進に貢献したいと考えています。

弁護士法人の成り立ち

弁護士法人Global HR Strategyは2020年12月に設立された、新しい法人です。

弁護士法人Global HR Strategy及び同法人が設置するGHRS法律事務所に所属する弁護士は6名で、在外経験や外国にルーツのある弁護士が集まり、外国人雇用分野というこれまで企業法務では取り扱われることが少なかった分野において、促



来の企業法務の高度な水準でのプロフェッショナル・サービスを提供することを目的に、2020年12月に弁護士法人を設立し、2021年6月に現在の所在地である東京都港区赤坂に事務所を開設しました。

所属する弁護士はそれぞれ、外国人雇用に関する実務経験のみではなく、送出国であるベトナムやカンボジアへの長期赴任経験や、外国人雇用において登場頻度の高い公益法人について内閣府公益認定等委員会事務局にて審査業務に従事した経験、異なる文化への理解等、外国人雇用分野を理解するために必要な研鑽を積んできました。

また、大手法律事務所での執務経験がある弁護士が複数在籍することで、M&A等のコーポレート・トランザクションに付随する外国人雇用についてのデューデリジェンスの実施や、トランザクション実行時に付随する入管法上の手続を行う等、企業法務の実務感覚を前提として外国人雇用分野の法務・労務でのサービス提供が可能となっています。

取扱業務

弁護士法人Global HR Strategyは、「外国人雇用の全ての法定手続の専門家」であることを目標にしております。

そのため、外国人雇用の起点となる在留資格に関する在留諸申請についても、弁護士が受任し、出入国在留管理局への取次業務を行っています。

また、労働施策総合推進法28条1項に基づく外国人雇用状況の届出や、帰国時の年金保険に関する脱退一時金の請求、同手続に関する源泉徴収税の還付等、外国人雇用特有の法的手続についても業務として対応しております。

外国人雇用に関連するものとして、その他に、外国人雇用に関する法人の設立(例：事業協同組合の設立等)、外国人雇用に関する許認可の取得(例：有料職業紹介業の許可、監理団体の許可、登録支援機関としての登録等)や、不法就労助長罪等の入管法違反事件と許認可の欠格事由に関する刑事手続対応、行政手続対応等、外国人雇用における使用者側の手続のみならず、外国人雇用を支援する事業者側の手続についても対応しており

ます。

このような、在留諸申請や許認可の得失を弁護士法人自らワンストップで行うことで、在留諸申請や許認可に対する深い理解のもと、外国人を雇用するクライアントや外国人雇用を支援するクライアントの皆様と実務感覚や現場感を共有して執務することが可能となっており、これが弊法人の強みであると考えております。

実績と展望

弁護士法人Global HR Strategyは設立して2年の大変若い法人ですが、上場企業を含む多くの法人について、継続的な業務を提供しており、日常的な外国人雇用に関する業務を提供しております。

また、在外子会社を含めた人の国際移動スキームの設計実行等の戦略レベルでの実務経験や、マスコミで報道される大規模事件における代理人や弁護人を務める等、有事の危機対応レベルでの経験も積んでおります。

今後も、外国人雇用分野に注力し、業務を通じて法令遵守を第一に、働く人にも雇用する人にとっても望ましい就労場所を増やしたいと考えています。そして、その先にある、日本が多様性に満ちた社会になることに貢献したいと考えています。

Global HR Strategy

弁護士法人Global HR Strategy (東京弁護士会)

GHRS 法律事務所

弁護士数:6名(2022年11月末日現在)

代表弁護士:杉田昌平(東京弁護士会)

〒107-0052

東京都港区赤坂2丁目19番8号

赤坂2丁目アネックス2階

TEL:03-6441-2996

URL:https://www.ghrs.law/about/

在外経験を有する弁護士や外国にルーツのある弁護士が、外国人雇用分野というこれまで企業法務では取り扱われることが少なかった分野において、企業法務で求められる高度な水準でのプロフェッショナル・サービスを提供することを目的に、2020年12月に設立された弁護士法人であり、2021年6月に現在の所在地である東京都港区赤坂に事務所を開設。